

下関市商工業振興センター  
指定管理者の指定に係る申込要項

令和7年7月  
下関市産業振興部  
産業振興課

# 目次

1	設置目的等	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	2
4	関係法令の遵守	2
5	指定管理者が行う本業務の範囲	3
6	管理運営経費の負担	3
7	指定の取消し及び本業務の停止	4
8	本業務の継続が困難になった場合の措置に関する事項	5
9	申込みの手続	6
10	自主事業の実施に関する業務	9
11	その他	9
12	問合せ先	10

様式 様式第1号～第16号

## 下関市商工業振興センター指定管理者の指定に係る申込要項

下関市商工業振興センター（以下「センター」という。）は、現在、下関市（以下「市」という。）が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定して当該指定管理者が管理運営を行っていますが、その指定管理者の指定に係る期間（以下「指定期間」という。）が令和8年（2026年）3月31日をもって終了します。

市では、指定期間終了後のセンターの管理運営を、再度、指定管理者による管理運営で行うこととしました。

センターは、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第26号。以下「手続条例」という。）第6条第1項第1号に該当する施設であることから、選定の特例として、公募によらず現指定管理者である下関商工会議所を申込可能団体（以下「申込者」という。）とします。

### 1 設置目的等

センターは、商工業の振興を図るため、商工業者の研修、情報の収集、地場産業の育成及び企業経営安定・改善と向上等を目的として設置された公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）です。

### 2 施設の概要

#### (1) 施設の概要等

- |         |  |
|---------|--|
| ① 名 称   | 下関市商工業振興センター                                   |
| ② 所 在 地 | 下関市南部町21番19号                                   |
| ③ 開 館   | 昭和61年  |
| ④ そ の 他 | 別紙1 下関市商工業振興センター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり。 |

#### (2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、下関市商工業振興センターの設置等に関する条例（平成17年条例第209号。以下「設置条例」という。）第2条及び第3条に定めるとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これらを変更することができます。

#### (3) 使用料

会館の使用料は、設置条例第8条に定めるとおりとします。

使用料は、設置条例の規定上、利用料金として指定管理者が収受することはできませんので、全て市の歳入となることに留意してください。

(4) 施設の利用状況（実績）

年度	利用者数(人)
令和3年度	12,838
令和4年度	9,909
令和5年度	14,535
令和6年度	20,052

(5) 指定管理料の推移（決算額）

年度	指定管理料（千円）
令和3年度	15,661 円
令和4年度	17,575 円
令和5年度	17,092 円
令和6年度	17,618 円

(6) 施設の光熱水費及び修繕費（実績）

年度	光熱水費(円)	修繕費(円)
令和3年度	1,996,191	2,618
令和4年度	2,378,247	1,237,114
令和5年度	2,060,812	252,898
令和6年度	2,039,085	366,126

※修繕費については、修繕を要する個所等により、その都度市と指定管理者が協議して負担割合を決定します。

3 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで（5年間）

4 関係法令の遵守

センターの管理運営に関する業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たっては、次に掲げる法令（条例を含む。以下「関係法令」という。）を遵守しなければなりません。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- (2) 労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

- する法律（平成3年法律第76号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等）
- (3) 手続条例、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第358号）
  - (4) 設置条例、下関市商工業振興センターの設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第174号）
  - (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号）
  - (6) 施設及び設備の維持保全関係法令（建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、警備業法（昭和47年法律第117号）等）
  - (7) 環境法令（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等）
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、本業務の実施に適用を受ける法令
    - ※指定期間中に関係法令に改正があった場合は、改正後の規定を遵守してください。

## 5 指定管理者が行う本業務の範囲

指定管理者が行う本業務の範囲は、次のとおりです。詳細は、別紙業務仕様書を参照してください。

- (1) センターの使用許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 創業支援施設入居者への支援
- (4) その他市長が必要と認める業務

また、市の施策として、別紙2「個人情報特記事項」、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」に留意してください。

## 6 管理運営経費の負担

### (1) 利用料金制

利用料金制は採用しません。このため、センターの使用料は市の歳入とします。なお、市と指定管理者は、毎年度、使用料に係る徴収事務委託契約を締結し、市が指定管理者に使用料の徴収に関する事務を委託します。指定管理者は、使用料を徴収した場合は、確実に保管し、市の指定する納付書を用いて市に納付してください。

また、使用料の減免は、指定管理者に委託することができない行政処分に当たる事務であるため、市が直接実施します。

### (2) 指定管理料

- ① 本業務に要する経費に充てるため、市は、指定管理者に指定管理料を支払います。  
1 会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）当たりの指定管理料の上限額は、19,004,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）です。当該金額を超えない範囲で指定管理料の額を提案してください。なお、上限額を超えた額の提案は、受け付けませんのでご注意ください。
- ② 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度予算の範囲内で、年度協定を締結して定めるものとしします。そのため、指定管理者は、翌年度の事業計画書及び収支予算書等を毎年10月上旬までに市に提出してください。
- ③ 指定管理料のうち、建物の維持管理に要する経費は、指定管理者が実際に支払った金額を市が指定管理者に支払う（実費精算方式）こととしします。
- ④ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。
- ⑤ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。  
支払いの時期及び方法については、別途年度協定において定めます。

(3) 指定管理者の経費として想定されるもの

建物の維持管理等に要する経費、人件費及び雇用管理等に要する経費、公租公課に係る経費等

(4) 会計の独立

指定管理者は、本業務に係る経理事務を行うに当たり、申込者本体の会計とは別に会計を設けることとしします。本業務に係る収入及び支出は、申込者本体の会計の口座とは別の口座（本業務の実施に係る専用の口座）で管理してください。

(5) 各種税の取扱い

消費税・地方消費税、法人市県民税その他の税の納付については、遺漏のないよう処理してください。

(6) 電気調達

令和3年5月に本市が宣言した「ゼロカーボンシティしものせき」に基づき、2050年脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策として、第3次下関市総合計画で掲げる主な取組「地域新電力事業の促進」「再生可能エネルギーの地産地消」「脱炭素の取組を通じた地域経済の活性化」の実現に向けて、当施設の電力は「株式会社海響みらい電力」からの需給に努めるものとしします。（低圧電力部分については契約可能となった段階からの需給）

7 指定の取消し及び本業務の停止

市は、指定管理者が市長の指示に従わないとき、その他次に掲げる事由により指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることとしします。

- (1) 設置条例又は協定の規定に違反したとき、及び指定期間の前日までに基本協定を締結できないとき。
- (2) 手続条例第11条の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又

は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

- (3) 手続条例第11条の規定に基づく指示に従わないとき。
- (4) 指定管理者が申込要項等に定める資格要件を失ったとき。
- (5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時。
- (7) 指定管理者のセンターの管理運営に直接関わらない法令違反等により、指定管理者に本業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時。
- (8) 指定管理者の責めに帰すべき事由により本業務が行われないうち。
- (9) 不可抗力（異常な暴風や豪雨、台風、洪水、津波、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症の蔓延等の市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。）により、本業務の継続が著しく困難になったと判断される時。
- (10) 指定管理者から、指定の取消し又は本業務の全部又は一部の停止を求める書面による申出があったとき。
- (11) センターが、公の施設として廃止することとなったとき。
- (12) その他市が指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとするとき。

## 8 本業務の継続が困難になった場合における措置

### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合には、市は、指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。指定の取消しをした場合において、指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負いません。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次に掲げる場合等を示すものとし、いずれの場合も、センターの次期管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

- ① 指定管理者が本業務の実施に際し、不正行為があったとき。
- ② 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ③ 市との間で締結する協定の内容を実施せず、又はこれらに違反したとき。
- ④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者自ら協定の締結解除の申出があったとき。

### (2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生したときは、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置する必要があります。不可抗力、その他市又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となったときは、本業務継続の可否について、市と協議することとします。協議の結果、市がやむを得ないと判断したとき

は、指定の取消しを行うこととします。なお、その際は、センターの次期管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

(3) 本業務の水準が低下した場合

市は、定期的又は随時に実地調査等を行い、本業務の実施が業務仕様書に定めた内容や水準を満たしていないと判断したときは、改善指示を行います。指定管理者が指示に従わないとき、又は本業務を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の停止を命ずることがあります。

(4) 本業務の未実施による場合

指定管理者が本業務を実施しないときは、本業務を実施しなかったことにより負担しない費用相当分を指定管理料から減額することがあります。

9 申込みの手続

(1) 申込書類の受付

- ① 提出書類 第4号「提出書類」に記載した書類
- ② 提出部数 正本1部及び副本10部（副本は複写可）
- ③ 提出期限 令和7年10月14日（火）午後5時
- ④ 提出場所 下関商工会館4階（下関市南部町21番19号）  
下関市産業振興部産業振興課商業係
- ⑤ 提出方法 持参ください。

(2) 申込書類提出後の日程

① 指定管理候補者の審査

指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、申込者からのプレゼンテーションを受け、選定委員会委員によるヒアリングを行います。審査は第6号「審査及び選定に関する事項」に基づき行い、書類審査と併せた結果を市長に報告します。なお、選定委員会の日程は、提出書類の受付期間終了後に改めて通知します。

② 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき市長が指定管理候補者を決定し、その結果を申込者へ文書にて通知するとともに、市のホームページで公表します。

③ 指定管理者の指定

指定管理者を指定するには、市議会（令和7年12月議会を予定）の議決を経る必要があります。当該議決を経た後に、その指定管理候補者を市長が指定管理者として指定します。

④ 基本協定の締結

指定管理者の指定の後、市と指定管理者とは、センターの管理運営に関する基本協定を締結します。また、指定期間中は、会計年度ごとに当該年度のセンターの管理運

営に関する細目について年度協定を締結します。

### (3) 申込者の資格要件

センターは、手続条例第6条第1項第1号に該当する施設であることから、下関商工会議所からのみ申込みを受け付けます。つきましては、申込者として次の要件を満たしてください。

- ① 法人税、法人市県民税、消費税、事業税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑤ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあつては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑥ 消防法（昭和23年法第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人センターに常駐させることができること。
- ⑦ インボイスの交付に当たりインボイス制度における媒介者交付特例を行うことができること（適格請求書発行事業者として登録を受けていること）又はインボイスの交付にあたり代理交付を行うことができること。

### (4) 提出書類

- ① 申込書（様式第1号）
- ② 下関市商工業振興センター事業計画書（様式第2号）
  - ア 申込みをした理由について（様式第3号）
  - イ 管理運営の基本方針について（様式第4号）
  - ウ 利用促進の取組内容について（様式第5号）
  - エ サービス向上のための取組内容について（様式第6号）
  - オ 施設の維持管理について（様式第7号）
  - カ 効率的な管理運営の方策について（様式第8号）
  - キ 職員の配置、研修計画について（様式第9号）
  - ク 個人情報保護に関する措置について（様式第10号）
  - ケ 危機管理対策について（様式第11号）
- ③ 収支計画書（様式第12号）

収支計画書の作成に当たっては、現行の消費税率（地方消費税率を含む。）10%で積算してください。なお、指定期間における消費税率の改正に伴う指定管理料の変

更については、改正時に市と指定管理者で協議するものとします。

- ④ 自主事業計画書（様式第13号）
  - ⑤ 団体概要書（様式第14号）
    - ア 法人登記簿謄本（申込日から3か月以内に発行された履歴事項全部証明書）
    - イ 定款、規約、会則その他これらに類する書類
    - ウ 法人印鑑証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの）
  - ⑥ 再委託予定調書（様式第15号）
  - ⑦ 申込者の資格を満たしていることが確認できる書類
    - ア 申込者が要件を全て満たしている旨の誓約書（様式第16号）
    - イ 法人税、法人市県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料の滞納がないことの証明書
    - ウ 甲種防火管理者の資格を有する者の証書の写し
  - ⑧ 法人の経営状況を説明する書類

申込みの日が属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益処分に関する書類、財産目録、その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (5) 申込みに当たっての留意事項
- ① この要項等の承諾

申込者は、本要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申込書類を提出するものとします。
  - ② 接触の禁止

申込者は、選定委員会審査が終了するまでの間、指定管理候補者の選定に関して、選定委員会委員と接触することを禁止します。
  - ③ 提案内容の変更の禁止

提出書類の内容を提出期限後に変更することはできません。
  - ④ 虚偽の記載をした場合の無効

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格となる場合があります。
  - ⑤ 費用負担

申込みに関して必要となる一切の費用は、申込者の負担とします。
  - ⑥ 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、申込者に帰属します。ただし、指定管理候補者の選定の公表等において必要があると認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。
  - ⑦ 追加書類の提出

必要があると認めるときは、市から追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱い等については、提出書類に準じます。
  - ⑧ 情報公開

選定結果として申込者名、審査結果の概要等を市のホームページで公開します。また、提出書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、ご承知の上、申込みをしてください。

⑨ 資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申込みに関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に提供し、及び使用させることを禁じます。

(6) 審査及び選定に関する事項

① 選定の基準

指定管理候補者の選定に当たっては、別紙5「指定管理候補者選定(審査)の基準・着眼点(案)の評価基準」に基づき、審査を行います。なお、本選定基準は選定委員会事務局の案であり、選定委員会において変更される可能性があります。

② 最低制限基準

①の基準に基づき、選定委員会において最低制限基準を設けます。

申込内容が最低制限基準に満たない場合は、指定管理候補者として選定することができません。

ただし、不備な点を指摘して再度提案を受け、最低制限基準を満たした場合は選定します。

10 自主事業の実施に関する事項

センターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の費用により、自主事業を実施することができるものとします。なお、自主事業を実施する場合には、市に自主事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受ける必要があります。

11 その他

(1) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の記載内容の解釈に疑義が生じたとき、又は協定書に定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者とで協議し、解決します。

(2) 第三者への一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者へ委託することはできません。ただし、施設の維持管理に関する業務については、あらかじめ市と協議の上、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(3) 秘密を守る義務

指定管理者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけません。指定期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は指定管理者が使用する者が本業務に従事しなくなった後における当該者においても同様とします。

(4) 文書の管理・保管

- ① 指定管理者は、本業務の実施に伴い作成し、又は受領した文書等を適正に管理保管することとします。なお、指定期間終了時又は指定取消し時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡していただくことがあります。
- ② 地方自治法第199条第7項の規定に基づく下関市監査委員による監査又は下関市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成17年条例第369号）の規定に基づく監査が行われる場合は、調査、帳簿書類その他記録の提出に応じていただきます。

## 1.2 問合せ先

〒750-0006 下関市南部町21番19号

下関市産業振興部産業振興課商業係

電話 083-231-1220

FAX 083-235-0910

Mail [sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)